

(証券コード5610)
2022年3月11日

株 主 各 位

広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社
代表取締役社長 田 中 宏 典

第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時

2. 場 所 広島市安佐北区可部一丁目21番23号
当社集会室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第138期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（31頁から36頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

（お 願 い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（アドレス <https://www.daiwajuko.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出や、まん延防止等重点措置の適用などが、わが国経済に深刻な影響を及ぼしましたが、年度後半はワクチン接種率の増加とともに経済活動は正常化に向かいました。しかしながら、新たな変異株が海外で確認されるなど先行きは依然として不透明な状況です。

このような状況のもと、当社の受注状況において4月以降は回復基調となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は30億53百万円（前年同期比4.0%減）、営業損失は3億11百万円（前年同期は営業損失2億94百万円）、経常損失は2億2百万円（前年同期は経常損失1億84百万円）、当期純損失は2億4百万円（前年同期は当期純損失3億60百万円）となりました。

事業別の概況は以下のとおりであります。

(産業機械関連事業)

日本工作機械工業会による工作機械主要統計では2021年の工作機械の受注累計額は1兆54百億円と、前年同期に比べ70.9%の増加となっております。

このような中、大型鋳物を得意とする当社の工作機械鋳物部品の同期間における受注高は前年同期比38.9%増の8億57百万円となりました。

ディーゼルエンジン部品の分野は、受注高が前年同期比105.6%増の3億25百万円となりました。

産業機械部品の分野は、当社の強みである一貫生産体制を活かした付加価値の高い「定盤」を主体に、コロナ禍でのWebによるオンライン営業の強化や、企業の設備投資による需要の回復基調を受け、受注高は2億90百万円と前年同期と比べ258.5%の増加となりました。

この結果、当事業の受注高は17億90百万円（前年同期比67.0%増）、売上高は13億88百万円（前年同期比12.1%減）となりました。

(住宅機器関連事業)

住宅機器関連の分野は、高級旅館や温浴施設をターゲットとしたプレミアムな和風浴槽を、新型鋳物ホーロー浴槽「やまと」として秋に発売しました。これにより、陶器風呂や石風呂、木風呂が主流であった和風浴槽に、新たな選択肢として提案するなど、宿泊施設の新設や改修に対する営業強化に努めてまいりました。

この結果、当事業の売上高は16億64百万円（前年同期比4.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は21百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

吉田工場	新型ダイワバス浴槽型	5百万円
------	------------	------

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第135期 (2018年12月期)	第136期 (2019年12月期)	第137期 (2020年12月期)	第138期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	4,048,312	4,304,705	3,179,206	3,053,332
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△71,153	84,946	△184,578	△202,883
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△62,466	93,312	△360,667	△204,038
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△46.11	68.89	△267.78	△154.98
総資産(千円)	6,424,602	6,450,335	5,735,925	5,746,024
純資産(千円)	3,031,532	3,171,148	2,669,247	2,436,342
1株当たり純資産額(円)	2,237.94	2,341.15	2,027.49	1,850.61

(3) 対処すべき課題

当社は、「顧客第一主義」を基本に長年培ってきた技術に裏打ちされた製品をユーザーに提供していくこと、即ち、徹底的に品質にこだわり、お客様に支持される製品を提供することで、事業環境に左右されにくい安定的な収益の確保が図れる強固な企業体質を構築していくことを目指しております。具体的には次のような施策に取り組んでおります。

① 生産管理の徹底、強化

顧客のニーズに的確に対応できる営業活動の推進及び製品競争力の強化のため、各工場において小集団活動に継続的に取り組み、生産性向上によるリードタイム短縮や徹底したコスト削減を図っております。

本社工場では、当社の得意とする大型鋳物部品の主力受注先である工作機械やディーゼルエンジン分野に加え、その他産業機械関連分野からの要請にも柔軟に対応できる体制を整えております。

② 製品の販売増大及び販売体制の強化

産業機械関連事業においては、当社の強みである一貫生産体制を活かした高付加価値製品である定盤の拡販を重点施策として取り組んでおります。

住宅機器関連事業においては、高付加価値の自社製品である鋳物ホーロー浴槽やこだわりの風呂であるやまと風呂（五右衛門風呂・羽釜風呂・陶器風呂・木風呂）の拡販を重点施策として掲げております。さらに近年では、介護施設用のオーダーユニットバスへの取り組みも積極的に行っております。

また、鋳物ホーロー浴槽の新機種の開発にも積極的に取り組んでおります。

販売体制面では、OEM先・新規ルートの開拓等、幅広い展開を行うとともに、首都圏及び西日本の営業強化を図っております。

③ 人材の育成

これまで培ってきた技能の伝承はもとより、さらに高度化させ、「ダイワブランド」として顧客から厚い信頼を寄せられる高い品質の製品を供給する企業として、人材の育成に取り組み現場力の向上を図ってまいります。このため、日本鋳造協会主催の鋳造カレッジに計画的に人員を派遣し、中核人材の育成に向けた取り組みを強化しております。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び同感染症の感染拡大に伴う影響を最小限に止めるための対応を迅速に行っております。

また、同時に従業員及びお客様をはじめとするステークホルダーの皆様の安全確保を最優先に考えており、感染が拡大している地域に勤務する従業員においては在宅勤務体制に移行し、Web会議やWeb営業を実施するなどの取り組みを行っております。

出勤部署においてもマスクの着用や衛生関連品の利用を徹底するなど、同感染症防止のための対策を講じております。

今後におきましても、同感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、想定外のリスクや不測の事態など、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

(4) 主要な事業区分 (2021年12月31日現在)

事業区分	主要製品
産業機械関連	工作機械周辺機器及び機械鋳物部品、 ディーゼルエンジン鋳物部品、機械加工
住宅機器関連	鋳物ホーロー浴槽、ユニットバス、マンホール鉄ふた、 景観製品、化成品、木製建具、その他日用品鋳物

(5) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	広島市安佐北区	福岡営業所	福岡市博多区
東京営業所	東京都文京区	本社工場	広島市安佐北区
大阪営業所	大阪市淀川区	吉田工場	広島県安芸高田市
広島営業所	広島市安佐北区		

(6) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
168 (11) 名	△9 (△2) 名	42.02歳	20.02年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	600百万円
株式会社もみじ銀行	450百万円

2. 株式の状況（2021年12月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,358,000株 |
| ③ 株主数 | 1,390名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
広 島 運 輸 株 式 会 社	241,200	18.32
有 限 会 社 テ ィ ー ワ ン	85,504	6.49
田 中 宏 典	80,420	6.10
オ ー ク マ 株 式 会 社	65,000	4.93
株 式 会 社 広 島 銀 行	64,900	4.92
広 島 ガ ス 株 式 会 社	62,500	4.74
株 式 会 社 も み じ 銀 行	62,000	4.70
タ カ ラ ス タ ン ダ ー ド 株 式 会 社	60,000	4.55
広 島 信 用 金 庫	36,400	2.76
田 中 節 子	32,000	2.43

- （注）1. 当社は、自己株式を41,494株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役会長	田中保昭	広島運輸株式会社 代表取締役社長 株式会社バスストップ 代表取締役社長
代表取締役社長	田中宏典	営業統括本部担当 広島運輸株式会社 取締役 株式会社バスストップ 取締役
常務取締役	大津雅明	企画管理本部長
取締役	若宮千秋	企画管理本部 資材部担当 株式会社バスストップ 取締役
取締役	間柴進	製造統括本部 技術開発本部担当
常勤監査役	高田命	株式会社バスストップ 監査役
監査役	藤本克彦	広島運輸株式会社 取締役
監査役	渡邊直樹	上八丁堀法律事務所 所属弁護士

- (注) 1. 監査役藤本克彦氏及び監査役渡邊直樹氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役渡邊直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役田中俊治氏は、2021年12月12日付で逝去により、取締役を退任いたしました。これに伴い社外取締役の法定員数を欠くこととなったため、会社法第346条第2項の規定に基づき、広島地方裁判所に一時取締役の選任の申立てを行い、2022年2月4日付で同裁判所より加藤喜美氏が一時取締役として選任され就任しております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役であります。当該保険契約は、被保険者が、その業務執行に関連して損害賠償請求を受けた場合において法律上負担すべき損害賠償金及び防衛費用の支払を填補するものであります。なお、保険料は株主代表訴訟に係る特約部分に関する保険料を除き、当社が負担しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各取締役の個人別報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬（固定報酬）、賞与、退職慰労金で構成しております。

各取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。賞与については、具体的な業績指標を基礎として算定される業績連動報酬は採用していませんが、当社の業績や当社への貢献度等を総合的に勘案して、支給の可否、支給時期及び支給額について決定するものとしております。退職慰労金については、株主総会の決議により退任後に支給するものとし、具体的金額については、役位別基本報酬に役位別在任年数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定しております。

各取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	73,596千円 (2,816)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	13,674 (6,780)
合 計 (うち社外役員)	10 (4)	87,270 (9,596)

- (注) 1. 上記には、2021年12月12日付で退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び、2021年3月30日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第122回定時株主総会において月額15,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第122回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額4,650千円（取締役6名分4,200千円（うち社外取締役1名分500千円）、監査役4名分450千円（うち社外監査役3名分300千円））が含まれております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年3月30日開催の第137回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

社外監査役1名に対し3,000千円

(金額には、前記ロ.及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、監査役1名2,550千円が含まれております。)

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中俊治氏は、2021年12月12日逝去により退任いたしました。兼職先であった三和工業株式会社と当社は特別の関係はありません。
- ・監査役藤本克彦氏は、広島運輸株式会社 取締役を兼務しております。
なお、当社は同社と重要な資本的関係及び取引関係等特別の関係はありません。
- ・監査役渡邊直樹氏は、上八丁堀法律事務所 所属弁護士を兼務しております。
なお、当社は同法律事務所と特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	田 中 俊 治	当事業年度において、2021年12月12日に逝去により退任されるまでの間に開催された取締役会6回の全てに出席し、工業製品デザイン・建築デザインの専門的な知見に基づき、また上場企業における業務執行者としての豊富な経験から、助言・提言を適宜行っておりました。
監 査 役	藤 本 克 彦	当事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、会社経営における豊富な経験と高い見識に基づき、助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	渡 邊 直 樹	2021年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会5回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会9回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。

(注) 当社は、定款第29条において社外取締役と、定款第40条において社外監査役との間で、責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、当事業年度末において、社外取締役、社外監査役との間で、当該契約を締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

① 名称 昞和監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
・会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、全役職員に「コンプライアンス規程」「行動規範」を浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。
- ② 取締役及び使用人の行為に法令、定款、社内規程等に違反する行為がある場合、または、その恐れがある場合、その旨を会社に通報できる窓口として「コンプライアンス委員会事務局」を設け、違反行為の早期発見と防止につなげる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書記録管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報及び各種会議体の議事録を作成し適切な保存及び管理を行う。取締役及び監査役はこれらの保存文書を常時閲覧できる体制をとる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に則り、全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスク管理は管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。
- ② 万一、緊急事態が発生した場合は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を招集し、迅速な対応を行うことにより損失を最小限に止めるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則毎月1回開催しているほか、必要に応じ随時開催もしている。
毎月開催の経営会議により事前審議を実施し、重要事項に関する意思決定を迅速、的確に行うとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- ② 取締役及び幹部社員が出席する全部門長会議を毎月開催し、経営計画に対する遂行状況をレビューする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は子会社1社を有し、「経営理念」「行動規範」は子会社にも適用されるものであり子会社へも浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。
- ② 子会社の業務の適正を確保するため、子会社の業務執行は当社取締役会に報告させ、重要事項の決定は当社の取締役会が行う。

- ③ 当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社はリスク発生の防止、発見等に努める。
子会社は、損失の危険を把握した場合には、速やかに当社の「リスク管理委員会」に報告を行う。
 - ④ 子会社の業務の適正を確保するために、当社監査役及び内部監査室による監査を定期的に行う。
 - ⑤ 当社の「コンプライアンス規程」に基づき子会社は、コンプライアンスの推進及び徹底を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 内部監査室が監査役職務を補助する。なお、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要望を尊重し、専任の使用人を置く。
 - ② 当該使用人の評価・人事異動は監査役会の同意のうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整える。
 - ③ 当該使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行の状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書等の業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役及び使用人にその説明を求める。
 - ② 事情により監査役が会議に欠席した場合には、欠席した監査役に議事録を提出するものとする。
 - ③ 監査役会は社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととしている。
 - ④ 適正な目的に基づき監査役に報告した当社の取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備する。
- ② 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保する。
- ③ 取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

- (10) 当該体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。取締役会においては、経営上の様々なリスクの対応策について検討を行い、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施しており、内部統制システムの実効性を向上させています。

一方、常勤監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び使用人から業務の執行について聴取することで、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しています。

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,107,861	流動負債	2,503,986
現金及び預金	1,276,608	支払手形	510,929
受取手形	89,490	買掛金	192,151
電子記録債権	111,374	短期借入金	1,600,000
売掛金	876,929	1年内返済の長期借入金	1,030
商品及び製品	430,695	未払金	89,865
仕掛品	88,179	未払費用	20,506
原材料及び貯蔵品	227,362	未払法人税等	7,196
前払費用	1,332	前受金	2,435
未収収益	2	前受収益	3,767
未収入金	4,815	預り金	15,976
その他の	1,070	賞与引当金	8,000
固定資産	2,638,163	設備関係支払手形	9,897
有形固定資産	1,099,943	その他の	42,230
建物	460,123	固定負債	805,694
構築物	52,797	繰延税金負債	147,561
機械及び装置	210,483	退職給付引当金	510,088
車両及び運搬具	2,236	役員退職慰労引当金	69,687
工具・器具及び備品	32,919	資産除去債務	19,072
土地	341,282	その他の	59,285
建設仮勘定	100	負債合計	3,309,681
無形固定資産	5,578	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,335	株主資本	2,068,235
電話加入権	1,243	資本金	651,000
投資その他の資産	1,532,640	資本剰余金	154,373
投資有価証券	1,293,662	資本準備金	154,373
関係会社株式	7,500	利益剰余金	1,297,608
投資不動産	160,879	利益準備金	126,000
その他の	75,748	その他利益剰余金	1,171,608
貸倒引当金	△5,150	別途積立金	1,610,000
資産合計	5,746,024	繰越利益剰余金	△438,391
		自己株式	△34,746
		評価・換算差額等	368,106
		その他有価証券評価差額金	368,106
		純資産合計	2,436,342
		負債・純資産合計	5,746,024

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,053,332
売上原価		2,707,314
売上総利益		346,017
販売費及び一般管理費		657,729
営業損失		311,711
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,408	
その他の	114,326	145,735
営業外費用		
支払利息	12,941	
その他の	23,966	36,908
経常損失		202,883
特別利益		
固定資産処分益	1,634	
災害による保険金収入	697	2,332
特別損失		
固定資産処分損	702	
災害による損失	650	1,352
税引前当期純損失		201,903
法人税・住民税及び事業税		2,135
当期純損失		204,038

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
2021年1月1日 期首残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	△234,352	1,501,647
事業年度中の変動額							
当期純損失 (△)						△204,038	△204,038
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△204,038	△204,038
2021年12月31日 期末残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	△438,391	1,297,608

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年1月1日 期首残高	△34,730	2,272,290	396,956	396,956	2,669,247
事業年度中の変動額					
当期純損失 (△)		△204,038			△204,038
自己株式の取得	△15	△15			△15
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額 (純額)			△28,849	△28,849	△28,849
事業年度中の変動額合計	△15	△204,054	△28,849	△28,849	△232,904
2021年12月31日 期末残高	△34,746	2,068,235	368,106	368,106	2,436,342

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
- ・時価のあるもの

総平均法による原価法

事業年度の末日の前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

総平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品・製品・仕掛品
- ・原材料
- ・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- （投資不動産を含む）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却をしております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～65年
機械及び装置	9年

- ② 無形固定資産
- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度対応額を見積って計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産合計	1,099,943千円
投資不動産	160,879千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候を識別したグループについては、当該グループから生じると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上するものとしております。

当事業年度において、事業用資産については継続して営業損失を計上しており減損の兆候がありますが、事業計画を基礎に見積もった割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失を計上しておりません。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を見通すのは困難な状況であります。当社への事業活動に与える影響は限定的であると仮定し、見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合等、将来の不確実性により業績の悪化や不動産市場価格の下落等が生じ、上記見積り及び仮定に関して見直しが必要になった場合、翌事業年度以降において減損損失を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(工場財団)

建物	386,544千円
機械及び装置	210,483千円
土地	11,864千円
計	608,892千円

(その他)

建物	28,994千円
土地	12,564千円
投資不動産	104,174千円
計	145,734千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済の長期借入金を含む）	1,030千円
短期借入金	1,500,000千円
計	1,501,030千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,383,749千円

投資不動産の減価償却累計額 207,404千円

(3) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 331千円

(4) その他の注記

当期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当期末日は金融機関の休業日に該当するため、期末日満期手形及び電子記録債権が次のとおり含まれております。

受取手形	7,880千円
電子記録債権	10,761千円
支払手形	7,129千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	680千円
営業取引以外による取引高	451千円

(2) 通常の販売目的で保有するたな卸資産

収益性の低下による簿価切下げ額（売上原価）	20,338千円
-----------------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,358,000	－	－	1,358,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	41,474	20	－	41,494

(注) 普通株式の自己株式の数の増加20株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、また、未払金はそのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。借入金のうち短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヵ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,276,608	1,276,608	—
(2) 受取手形	89,490	89,490	—
(3) 電子記録債権	111,374	111,374	—
(4) 売掛金	876,929	876,929	—
(5) 未収入金	4,815	4,815	—
(6) 投資有価証券	1,292,534	1,292,534	—
資産計	3,651,752	3,651,752	—
(1) 支払手形	510,929	510,929	—
(2) 買掛金	192,151	192,151	—
(3) 短期借入金	1,600,000	1,600,000	—
(4) 未払金	89,865	89,865	—
(5) 未払法人税等	7,196	7,196	—
(6) 設備関係支払手形	9,897	9,897	—
(7) 長期借入金 ※	1,030	1,029	△0
負債計	2,411,069	2,411,069	△0

(※) 1年内返済の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 設備関係支払手形
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,128
関係会社株式	7,500
出資金 (投資その他の資産のその他を含む)	102

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、広島県内において賃貸収益を得ることを目的として、土地や建物を所有しております。2021年12月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、86,529千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
151,306	9,573	160,879	1,508,182

- (注) 1. 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は用途変更による増加額（15,654千円）であり、主な減少額は減価償却費による減少額（6,081千円）であります。
3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を適切に市場価額を反映させていると考えられる指標を用いて時点補正した金額によっております。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。
4. 上記の貸借対照表計上額には、構築物・器具及び備品は含まれておりません。

9. 退職給付引当金に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職金制度の30%相当額について、確定給付企業年金制度を採用し、残額については退職一時金を充当しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△745,718千円
② 年金資産	208,972千円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△536,746千円
④ 未認識数理計算上の差異	26,658千円
⑤ 未認識過去勤務費用	-千円
⑥ 貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤)	△510,088千円
⑦ 前払年金費用	-千円
⑧ 退職給付引当金 (⑥-⑦)	△510,088千円

(3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	37,090千円
② 利息費用	7,566千円
③ 期待運用収益	△1,933千円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	8,674千円
⑤ 過去勤務費用の費用処理額	-千円
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	51,397千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.0%
③ 期待運用収益率	1.0%
④ 過去勤務費用の額の処理年数	-
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	14年（発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしておりません。）

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	155,372千円
役員退職慰労引当金	21,226千円
投資有価証券評価損	29,072千円
賞与引当金	2,436千円
繰越欠損金	109,097千円
その他	28,074千円
繰延税金資産小計	345,280千円
評価性引当金額	△345,280千円
繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△147,561千円
繰延税金負債合計	△147,561千円
繰延税金負債純額	△147,561千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

取引金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,850円61銭
(2) 1株当たり当期純損失	154円98銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

大和重工株式会社
取締役会 御中

晁和監査法人
広島事務所

代表社員 公認会計士 栗 栖 正 紀 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 日 浦 祐 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和重工株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人暁和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

大和重工株式会社	監査役会
常勤監査役 高田	命 ㊟
社外監査役 藤本	克彦 ㊟
社外監査役 渡邊	直樹 ㊟

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

大和重工株式会社
代表取締役社長 田中 宏典

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	<削除>
第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 若宮千秋氏は辞任されます。

また、2021年12月12日に取締役 田中俊治氏のご逝去され、社外取締役に欠員が生じたため、2022年2月4日付で広島地方裁判所において、一時取締役として加藤喜美氏が選任され就任いたしました。

一時取締役の任期は、本総会で後任取締役が選任されるまでとなっております。

つきましては、経営体制強化を図るため、1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
たか 田 まこと 高 田 命 (1965年8月23日生)	1986年4月 当社入社 2005年3月 経営企画部次長 2011年4月 生産管理部長兼経営企画部次長 兼造機工場長 2017年4月 経営企画部次長 2018年3月 経営企画部システム担当部長 2019年4月 企画管理本部管理部担当部長 2020年3月 当社常勤監査役就任(現) (重要な兼職の状況) 株式会社バスストップ 監査役	1,800 株
くら 田 おさむ 藏 田 修 (1959年8月27日生)	1984年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1988年4月 公認会計士登録 1993年4月 税理士登録 2006年6月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 退所 (重要な兼職の状況) 西川ゴム工業株式会社 取締役(監査等委員) 広島総合公認会計士共同事務所 代表 広島総合税理士法人 代表社員	100 株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
黒川康治 (1956年1月8日生)	1979年4月 両備バス株式会社入社 1991年4月 倉敷化工株式会社入社 2003年6月 同社取締役総務部長 2005年6月 同社常務取締役 2016年6月 同社常務理事兼韓国・国内子会社社長 2019年2月 同社常務取締役企画本部長 2021年7月 同社相談役(現)	- 株

- (注) 1. 高田 命氏、藏田 修氏、黒川康治氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 藏田 修氏及び黒川康治氏は社外取締役候補者であります。
4. 藏田 修氏及び黒川康治氏が取締役に選任され就任した場合には、両氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 藏田 修氏は、財務及び会計について幅広い知識を有しており豊富な経験と高い見識をもとに当社の重要な意思決定や業務執行に関して、適切な助言・提言が期待できるため選任をお願いするものであります。
 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 黒川康治氏は、事業会社の管理担当取締役としての豊富な経験と、その経歴に裏付けされた管理部門に関する高い見識を有しており、当社の重要な意思決定や業務執行に関して、適切な助言・提言が期待できるため選任をお願いするものであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することにしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、藏田 修氏及び黒川康治氏が取締役に選任され就任した場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 高田 命氏は辞任され、藤本克彦氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
わか みや ち あき 若 宮 千 秋 (1950年12月11日生)	1973年4月 当社入社 2006年12月 住宅機器統括本部次長兼住機営業部長 2008年5月 住宅機器統括本部吉田工場長 2010年4月 執行役員資材部長 2011年3月 当社取締役就任(現) (重要な兼職の状況) 株式会社バスストップ 取締役	1,600 株
ふじ もと かつ ひこ 藤 本 克 彦 (1963年4月13日生)	1990年1月 広島運輸株式会社入社 2013年6月 同社 取締役(現) 2018年3月 当社社外監査役就任(現)	－ 株

- (注) 1. 若宮千秋氏は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 藤本克彦氏は社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者とした理由及び当社社外監査役としての在任期間は、以下のとおりであります。
藤本克彦氏は、会社経営における豊富な経験と高い見識をもとに、当社における監査を活かしていただけのものと判断しております。
また、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することにしております。各候補者が監査役に選任または再任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、藤本克彦氏が再任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます若宮千秋氏、2021年12月12日に逝去により取締役を退任されました田中俊治氏及び監査役を退任されます高田 命氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

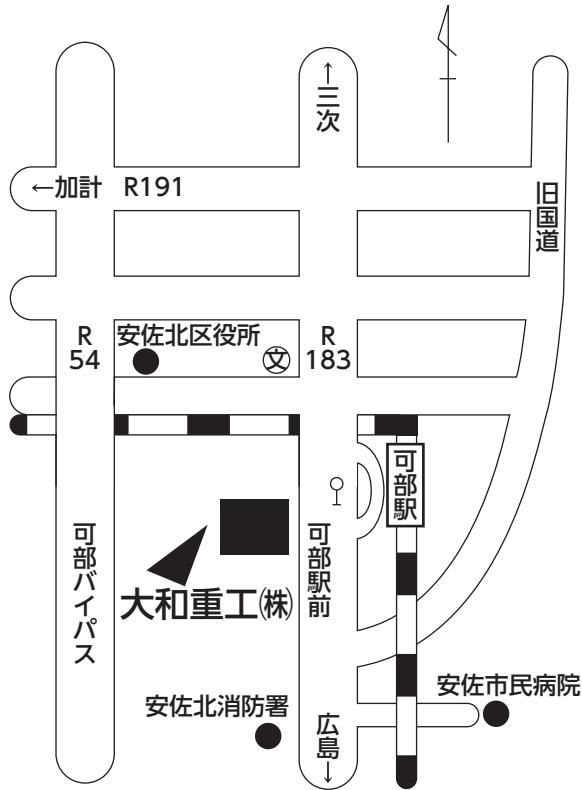
退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
若宮 千秋	2011年3月 当社取締役 現在に至る
田中 俊治	2019年3月 当社社外取締役 2021年12月 逝去により取締役退任
高田 命	2020年3月 当社常勤監査役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

会場 広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社 集会室
T E L (082) 814-2101



交通機関

- ・電車 JR 広島駅又は横川駅から可部線可部駅下車、徒歩3分
- ・バス 広島駅又は広島バスセンターから「大林・吉田」行及び「勝木・飯室」行に乗車、可部駅前下車（当社前）